

令和8年1月5日（月）～2月9日（月）は、
事前予約がない場合、

所得税等^(※)の申告相談はできません。

(※所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税)

事前予約の方法は

- ① LINEによる事前予約
- ② 電話による事前予約 のみになります。

※ 上記期間中の当日券の配付はございません。

① LINEによる事前予約

LINEの事前予約は、ご来場の14日前から予約が可能となります（令和8年1月5日（月）からの相談は、令和7年12月22日（月）から予約可能です）。

事前に国税庁LINE公式アカウントを友だち追加してください。
国税庁LINE公式アカウントの友だち追加はこちらから



② 電話による事前予約

電話での事前予約の受付は、
令和7年12月1日（月）から開始します。

電話番号 0545-61-2463
(直通)

2月10日（火）、12日（木）、13日（金）は、
富士市交流プラザにて年金・住宅ローン控除の申告の方を対象とした申告相談を受け付けます。

※入場整理券（LINE・当日券）が必要です。

※この期間は税務署では申告相談は行いません。